

り、当面現行体制を維持。

将来的には、熊本広域都市圏を視野において処理体制づくりを推進。

- ・県北ブロックについては、大牟田市のRDF発電所への搬入を前提としたRDF施設の整備。RDF化が不利な地域にあっては、当面、100t／日規模以上の施設整備を目標としたごみ処理体制を形成する。
- ・県南ブロックについては、当面、100t／日以上の施設整備を目標とした広域圏の形成。将来的には、300t／日規模以上の拠点施設での整備が可能となる広域圏の構築。

注)「RDF」: ごみを粉碎した後、ごみに含まれる水分を乾燥し、圧縮成形した固体燃料。

3 災害廃棄物の適正処理

災害により発生する一般廃棄物の処理について、市町村単独では困難な場合も多いため熊本県地域防災計画の中で、市町村から要請を受けた時は市町村相互間の応援要請や廃棄物処理業者等に対する協力要請について、必要な調整や助言・支援を行います。

4 し尿処理及び生活排水対策

(1) し尿の海洋投棄処分の全廃

平成11年度において県内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、約119千kL(18.5%)が海洋投棄されており、国の方針に沿って平成19年1月までに全量陸上処理に移行できるよう市町村に対し、処理施設等の整備について技術的助言等を行います。

(2) 生活排水対策の推進

下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等地域の実状に即して効率的な生活排水処理施設の整備を進めます。特に、都市部に比べ整備が遅れている中山間地等の人口散在地域の生活排水対策を進めるため下水道や農業集落排水処理施設等と連携しながら、合併処理浄化槽の整備を推進します。また、個人設置の合併処理浄化槽に比べ維持管理が徹底し、面的な整備の促進が図れる市町村が事業主体の特定地域生活排水処理事業を推進するため、市町村への助言や支援を行います。さらに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の適正な維持管理を推進するため市町村、関係団体と協力して県民の意識の啓発に努めます。

また、窒素・リン等の除去が可能な高度処理施設の整備について検討を進めます。

第3節 産業廃棄物対策

1 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進

(1) 各種リサイクル法の適正な運用

平成12年5月に公布された建設リサイクル法により、一定規模以上の建築物の解体や建築等については、分別解体や再資源化等の促進が必要となりました。今後、

法の円滑な実施に努めるとともに、法で指定された特定建設資材以外の建設資材廃棄物についてもできる限り分別と再資源化の促進に努めます。

平成 13 年 5 月から施行された食品リサイクル法により、食品関連事業者（食品製造業等）を対象に食品廃棄物の発生抑制や肥料、飼料等への再生利用等が義務付けられました。今後、食品リサイクル法の円滑な実施を図るため、普及・啓発に努め、食品廃棄物の再生利用等を促進します。

平成 13 年 4 月に改正施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」により、国がパソコン等の製品を指定し、製品の回収・リサイクルの実施や製品の省資源化、長寿命化等による発生抑制、及び回収された製品からの部品等の再使用、再利用について事業者に義務付けられました。このため、法対象の業種や品目について事業者等による自主的な回収や再資源化の取組みを促進します。

(2) リサイクル製品等の利用促進

県内で廃棄物を再利用して作られた製品等グリーン製品等を普及させる取組みを実施します。また、廃棄物の有効活用とリサイクル製品の利用拡大を図ります。

(3) 産業廃棄物有効利用情報交換制度の活用

県内の事業場から排出される産業廃棄物を他の事業場で資源として有効活用を促進するため、産業廃棄物有効利用情報交換制度により必要とする事業者に廃棄物に関する情報を提供し、その事業者が資源として活用することで有効利用を推進します。また、県域を越えた広域的な制度について研究します。

(4) 産業廃棄物に関する法定外目的税の検討

新たな産業廃棄物対策に係る施策に要する財源を確保するとともに、産業廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するための経済的な手法のひとつとして、産業廃棄物に関する法定外目的税について検討します。

(5) リサイクル産業の育成支援

循環型社会への転換が推進される中、リサイクル、資源の有効活用等、環境関連分野への取組みを支援するとともに、(社) 熊本県産業廃棄物協会と連携して、これまでの処理事業に加え、新たに、再資源化事業分野への進出などリサイクル産業への取組み等について研修の拡充や専門家による相談事業を実施し、優良処理業者の育成を図ります。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 排出事業者責任の強化

排出事業者は、産業廃棄物を自ら処理する責任を有しており、このため、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に従った適正処理を指導します。また、産業廃棄物の処理を処理業者等に委託して行う場合、委託基準に基づき行うとともに受託者の処理状況の把握やマニフェストによる最終処分までの確認を指導し排出事業者の責